

江田島市の魅力発信プロジェクト事業仕様書

1 業務名

江田島市の魅力発信プロジェクト業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の産業は甚大な影響を受けている。未だその影響は大きく、本市を訪れる観光客は、コロナ禍以前に比べ大きく減少しており、大幅な回復には至っていない。しかし、ウィズコロナの時代として少しずつ落ち着きを取り戻している今日、本市が観光地として再び関心を得るためには、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、その収束を見据えた緊急的な対策が必要である。

このため、本事業では、新しい旅のあり方であるマイクロツーリズム（近場観光）の推進を図り、テレビ番組等映像媒体を活用し、広く県民に本市の魅力を発信することで、来訪意欲を喚起させ、本市の来訪に繋げることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（水）まで

4 業務内容

<テーマ>

“「人」にスポットを当てた観光プロモーション”

<現状>

令和2年度に実施した「江田島市の魅力発信プロジェクト事業」の効果により江田島市の知名度は上昇した。その後の積極的なメディア発信も加わり、広島県内において本市は今注目されている。しかし、知名度は上昇しているが観光客数は大幅に増加していない。

<テーマ設定理由>

江田島市の良いところの上位に挙げられる「自然」「人」「食」のうち、「人」にスポットを当てたプロモーションを実施し、「(人に) 会いに行く観光」の実現を目指す。

江田島市民の豊かな人間性や思いなど江田島市に住む「人」のストーリーを紹介することで、江田島市民が作り出すモノ・コトそして風土（自然・食・文化など）を好きになってもらうことで来訪意欲を喚起させる。

(1) テレビを活用した情報発信の実施

新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しい影響を受けている地域経済の一助とするため、テレビ番組等映像媒体によるプロモーションを展開し、本市への観光の動

機付けとなる情報発信を提案・実施する。

なお、想定するプロモーションのメインターゲット層は以下のとおり。

その他、提供する観光素材や内容ごとにサブターゲットを定める。

江田島市の資源については参考資料を参照のこと。

<メインターゲット層>

- ・広島県に住むアクティビティを好む若年層・ファミリー層
- ・広島県に住むドライブ・小旅行を楽しむカップル～中高年層
- ・広島県に住む宿泊・温泉施設を訪れる中高年層

<サブターゲット層（例）>

- ・景色や写真撮影を目的としたドライブ → 10代～20代
- ・アウトドアなどのアクティビティ → 20代～30代
- ・宿泊を伴う旅行 → 50代～60代

ア 広島県全域に向けたテレビ番組等制作及び放送

(ア) 本市の魅力、人材、観光資源（体験などを中心にグルメ等特産品の情報も含めた観光資源）を情報発信するテレビ番組等映像制作

(イ) 制作したテレビ番組等映像の広島県全域に向けた放送

(ウ) 番組内で本市の特産品が当たるなどの企画の実施

(エ) 視聴者アンケート実施などによる放送の感想や要望などのとりまとめ。

なお、放送素材は2次利用可能な状態にして動画コンテンツを制作し、本市が自由に使える動画素材とし活用できるものとする。

<活用予定>

本市 Youtube アカウント・本市 SNS 等での活用、イベント実施時に会場での活用など

イ テレビでの情報発信と連動した企画の実施

(1)アで制作したテレビ番組と連動した企画を実施することで、テレビ以外の媒体でも本市の魅力を情報発信する。

実施内容については、受注者が提案する企画を基に、受注者決定後に発注者と受注者で詳細について打ち合わせる。

<例>

- ・テレビで放送した内容を雑誌や SNS 等で情報発信する。
- ・テレビで紹介された人やスポットの情報を HP やランディングページで情報発信する。
- ・テレビで放送した内容と連動したイベントを広島市内のイベントスペースで実施する。

(2) 効果検証

実施したプロモーションの効果を検証し、報告書として提出すること。

(3) その他

本業務の実施に資する内容として、独自の提案がある場合は加えて提案すること。

媒 体	提 案 条 件		経費配分 比率(目安)
地上波 テレビ	広島県全域を放送圏域とした番組の制作等	必須	65%
その他 広報媒体	テレビでの情報発信と連動した企画	手法選択 自由	25%
その他	効果検証	必須	10%

(注)地上波テレビにかかる経費は、全体の50%以上65%以下とする。

5 成果物

本業務における成果物を以下のとおり納品すること。

(1) 観光 PR 用ツール

上記4の(1)で制作した完成品及び実施が確認できる成果品を納品すること。

(2) 効果検証報告書

上記4の(2)で検証した効果が確認できる報告書を納品すること。(紙媒体1部)

(3) 実績報告書

本業務の実施内容に関する報告書(A4版 PDF形式及びMicrosoft Word形式)の電子データをCD-Rに保存の上、納品すること。また、紙媒体1部を合わせて納品すること。

6 納入場所

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

江田島市役所産業部交流観光課

7 業務の再委託

業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの事業概要、再委託先事業者とその業務体制、責任者を明記の上、書面により提出し、本市の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

(1) 業務の実施にあたっては委託者と緊密な連絡を取り、業務の円滑な遂行を図るもの

とする。

- (2) 成果品の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (3) 本業務が完了した後において、受託者の責により成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これらに係る費用はすべて受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に際し、第三社に損害を与えた場合はすべて受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書の定めのない事項については、その都度、委託者と協議するものとする。
- (6) 江田島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取り扱いについては最新の注意を払うこと。本業務に従事する者については、守秘義務の遵守を徹底させること。